

福岡県公報

平成25年4月12日
第3487号

目次

告示 (第642号 - 第649号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 指定介護老人福祉施設の指定 (高齢者支援課) 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 保安林予定森林に関する通知にかわる告示 (農山漁村振興課) 3

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 4
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 5
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 8
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 9
- 福岡県土地利用基本計画の変更 (総合政策課) 12
- 肉用子牛生産安定等特別措置法第6条第1項に規定する協会の指定の解除 (畜産課) 12
- 行政書士法第4条の4第2項の規定による届出 (市町村支援課) 12
- 宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開 (建築指導課) 13

選挙管理委員会

- 福岡県議会議員補欠選挙の執行に係る選挙人名簿の登録

(市町村支援課) 13

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 13
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 14
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 14
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部組織犯罪対策課) 15

告示

福岡県告示第642号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	386号	前	朝倉郡筑前町長者町349番1先から朝倉郡筑前町長者町291番1先まで	11.6 ~ 14.7	55.9
			後	朝倉郡筑前町長者町349番1先から朝倉郡筑前町長者町291番1先まで	11.6 ~ 17.8	55.9

福岡県告示第643号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年4月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号	朝倉郡筑前町長者町349番1先から 朝倉郡筑前町長者町291番1先まで

福岡県告示第644号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	386号	前	朝倉郡筑前町当所75番2先から 朝倉郡筑前町当所75番1先まで	10.8 ～ 12.4	47.6
			後	朝倉郡筑前町当所75番2先から 朝倉郡筑前町当所75番1先まで	10.8 ～ 17.1	

福岡県告示第645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年4月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成25年4月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号	朝倉郡筑前町当所75番2先から 朝倉郡筑前町当所75番1先まで

福岡県告示第646号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成25年4月12日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4071803078	特別養護老人ホーム第二 いずみ苑（ユニット） 飯塚市庄司字鴨居去2003 番地4	社会福祉法人いずみ福祉会	H25.4.1

福岡県告示第647号

小野南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
渡 公利	古賀市小山田59

西 茂太郎	古賀市谷山1119
松崎 榊實	〃 薬王寺979-1
飯尾 助廣	〃 小山田473
西 孝則	〃 谷山897
松崎 慎治	〃 薬王寺1013
渡 孝志	〃 小山田58
仁部 義治	〃 谷山637
松崎 富雄	〃 薬王寺1277-1

2 退任監事

氏 名	住 所
林 啓二	古賀市小山田472
仁部 一布	〃 谷山658-2
松崎 久則	〃 薬王寺977

3 就任理事

氏 名	住 所
渡 公利	古賀市小山田59
西 茂太郎	〃 谷山1119
松崎 榊實	〃 薬王寺979-1
飯尾 助廣	〃 小山田473
西 孝則	〃 谷山897
松崎 慎治	〃 薬王寺1013
渡 孝志	〃 小山田58
仁部 義治	〃 谷山637
松崎 富雄	〃 薬王寺1277-1

4 就任監事

氏 名	住 所
林 啓二	古賀市小山田472
仁部 一布	〃 谷山658-2
松崎 久則	〃 薬王寺977

福岡県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月12日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築 県道		須磨園 南原曾根 線	前	京都郡苅田町大字新津 1471番5先から 京都郡苅田町大字尾倉 4064番1先まで	5.6 ～ 26.6	552.0
			前	京都郡苅田町大字新津 1471番5先から 京都郡苅田町大字尾倉 4064番1先まで	7.0 ～ 44.2	510.8
			後	京都郡苅田町大字新津 1471番5先から 京都郡苅田町大字尾倉 4064番1先まで	5.6 ～ 26.6	552.0
			後	京都郡苅田町大字新津 1471番5先から 京都郡苅田町大字尾倉 4064番1先まで	7.0 ～ 44.2	510.8

福岡県告示第649号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による保安林予定森林に関する通知について、当該森林の所有者の所在が不分明のため、同法第189条の規定により次のように告示する。

なお、当該通知の内容は、平成25年3月26日岡垣町役場に掲示した。

平成25年4月12日

福岡県知事 小川 洋

保安林予定森林の所在場所					指定の目的	指定施業要件	所有者	
郡	町	大字	字	地番			分明である最後の住所	氏名
遠賀	岡垣	手野	城ヶ原	1247	土砂の流出の防備	皆伐	遠賀郡岡垣町大字手野925	栗田 吉五郎
遠賀	岡垣	手野	城ヶ原	1247	土砂の流出の防備	択伐	遠賀郡岡垣町大字手野925	栗田 吉五郎

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年4月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
警察署用ICカード免許証追記端末機器賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの
 - エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 障害者雇用状況
 - キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
次の書類を知事に提出するものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ

れた原本又は写し)

カ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)

ケ 営業概要表(様式第5号)

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

サ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)

シ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒(380円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書(有償)の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁総合売店内)

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092(ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年5月1日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

警察署用ICカード免許証追記端末機器賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通部運転免許管理課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年5月22日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成25年4月12日（金）から平成25年5月21日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成25年5月22日（水）午後5時45分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成25年5月23日（木）午前11時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札金額に100分の105を乗じた金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

(6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for terminal devices (that are going to be) used at police stations for additional data input into IC card driver's license

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 PM on May 22, 2013

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext 2237)

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年4月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

運転者管理システム用大型電子計算機賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理

人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ I S O 9000シリーズ及び I S O 14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年5月1日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

運転者管理システム用大型電子計算機賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部警察情報システム機械室及び運転免許管理課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年5月22日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供でき

ると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成25年4月12日（金）から平成25年5月21日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成25年5月22日（水）午後5時45分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成25年5月23日（木）午前10時30分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札金額に100分の105を乗じた金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」(契約書に添付)の提出を要する。

(6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for host computers for driver's information management system

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 PM on May 22, 2013

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext 2237)

公告

福岡県土地利用基本計画(昭和50年9月22日策定)を平成25年3月29日付けで変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の都市地域及び森林地域の区域

2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
都市地域	次の図面のとおりに	宗像市、芦屋町
森林地域		久山町、春日市、福岡市、北九州市、田川市

(「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。)

公告

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第6条第1項に規定する団体の指定を、同法第9条第1項の規定に基づき解除したので、同条第2項の規定により準用する同法第7条第4項の規定に基づき公示する。

平成25年4月12日

福岡県知事 小川 洋

団体の名称 社団法人福岡県畜産協会

団体の所在地 福岡市博多区千代四丁目1番27号

解除年月日 平成25年3月31日

公告

財団法人行政書士試験研究センターから行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条の4第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 変更後の名称

一般財団法人行政書士試験研究センター

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更の理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第45条の規定に基づき、内閣総理大臣の認可を受け、一般財団法人に移行するため。

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成25年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(6)第11982号	株式会社矢山開発 代表者 矢山俊朗	福岡市中央区大手門2-9-24

2 聴聞期日及び場所

平成25年4月23日午後2時

福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁行政棟地下1階15号会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第28号

福岡県議会議員補欠選挙（築上郡・豊前市選挙区）が近く執行される予定であるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づく選挙人名簿の登録につき、その要領を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成25年4月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

- 登録の基準日 平成25年5月9日
ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、平成25年5月19日をもって算定するものとする。
- 登録日 平成25年5月9日
- 縦覧期間 平成25年5月10日の1日間

公安委員会

福岡県公安委員会告示第81号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年4月12日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成25年5月28日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第82号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年4月12日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成25年5月23日（木） 13：30～16：30	福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署
平成25年5月24日（金） 13：30～16：30	北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署
平成25年5月24日（金） 13：30～16：30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
平成25年5月31日（金） 13：30～16：30	福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2 川崎町勤労青少年ホーム	田川警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第83号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成25年4月12日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成25年6月6日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成25年6月13日（木） 9：00～17：00（原則）			
平成25年6月20日（木） 9：00～17：00（原則）			

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成25年6月6日(木) 9:00~17:00(原則)	福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径ライフル射撃	15名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第84号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第1項の規定に基づき、福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則(案)について、次のとおり意見を募集する。

平成25年4月12日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成25年4月12日から平成25年5月11日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ(<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課に備え置く。